



県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和7年3月31日（月） 号 外 （第22号）

■ 目 次

規 則

○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）

ページ

2

規則

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十一号

群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県税条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第五条の二を次のように改める。

(徴収金の納付又は納入先)

第五条の二 条例第二十五条の四第一項の規則で定める者は、次のとおりとする。

一 茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県の各県内並びに東京都内の郵便局。ただし、条例第二十五条の五に規定する電子情報処理組織を使用して払い込む場合においては、全国の郵便局

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)

三 法第七百四十七条の六第二項に規定する特定徴収金にあつては同条第三項に規定する特定金融機関等又は法第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者

四 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者

第五条の三中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項に規定する」を削る。

第十七条の五第一項及び第二項中「及び領収済通知書」を「並びに領収済通知書」に改める。

第三十一条の二第四項中「附則第十条第一項」を「附則第九条の三第一項」に改める。

第三十七条の二各号列記以外の部分及び第三号中「書類」を「もの」に改める。

第五十条の表第十三号の三様式の項を削る。

第七号の二様式裏中「、りそな銀行」、「横浜銀行」及び「、八十二銀行」を削る。

第八号の二様式裏中「、りそな銀行」、「横浜銀行」、「、八十二銀行」及び「、みずほ信託銀行」を削る。

第九号様式(第九号様式の個人の事業税納税通知書の裏面)中「、Pay-easy(ペイジー)及びスマートフォンアプリ」や「及びPay-easy(ペイジー)」に改める。

第九号の二様式中「領収証書は、金融機関から別に送付します。」を削る。

第十号様式(第十号様式の不動産取得税納税通知書の裏面)中「、Pay-easy(ペイジー)及びスマートフォンアプリ」や「及びPay-easy(ペイ

ジー)」に改める。

第十号の二様式(第十号の二様式第一片及び第三片の裏面)及び第十号の三様式(第十号の三様式第一片及び第三片の裏面)中「、りそな銀行」、「横浜銀行」及び「、八十二銀行」を削る。

第十一号様式(第十一号様式の自動車税(種別割)納税通知書の裏面)、第十一号の三様式(第十一号の三様式の自動車税(種別割)(集合納付用)納税通知書の裏面)及び第十二号様式(第十二号様式の鉱区税納税通知書の裏面)中「、Pay-easy(ペイジー)及びスマートフォンアプリ」や「及びPay-easy(ペイジー)」に改める。

第十二号の二様式(第十二号の二様式第一片及び第三片の裏面)、第十二号の四様式(第十二号の四様式第一片及び第三片の裏面)、第十三号様式(第十三号様式第一片及び第三片の裏面)及び第十三号の二様式(第十三号の二様式第一片及び第三片の裏面)中「、りそな銀行」、「横浜銀行」及び「、八十二銀行」を削る。

第十三号の三様式を削る。

第十四号様式(第十四号様式第三片の裏面)、第十五号様式(第十五号様式第一片及び第三片の裏面)、第十五号の二様式(第十五号の二様式第一片及び第三片の裏面)及び第十六号様式(第十六号様式第一片及び第三片の裏面)中「、りそな銀行」、「横浜銀行」及び「、八十二銀行」を削る。

第十六号の二様式(第十六号の二様式の個人の事業税領収証書の裏面)、第十六号の三様式(第十六号の三様式自動車税(種別割)領収証書の裏面)、第十六号の五様式(第十六号の五様式自動車税(種別割)領収証書の裏面)及び第十六号の七様式(第十六号の七様式の領収証書の裏面)中「、Pay-easy(ペイジー)及びスマートフォンアプリ」や「及びPay-easy(ペイジー)」に改める。

第十七号様式(第十七号様式第一片及び第三片裏面)及び第十七号の二様式(第十七号の二様式第一片及び第三片の裏面)中「、りそな銀行」、「横浜銀行」及び「、八十二銀行」を削る。

第四十六号様式、第四十六号の二様式及び第四十七号様式中「印」を削る。

第五十四号の六様式中「収納受託者」や「指定公金事務取扱者」に改める。

第五十七号様式別紙の裏中「印」、「及び印鑑」、「、押印」及び「及び代理人の印鑑」を削る、「記入し、代表者印を押印して」や「記入して」に改める。

第六十七号様式表中「群馬県収納代理金融機関」の次に「(りそな銀行及び八十二銀行を除く。)」を加える。

第七十二号様式中「及び第七十二条の二第2項」や「、第七十二条の二第2項及び第七十二条の二第2項」に改める、「第3項(同法第七十二条の二第2項)の次に「及び第七十二条の二第2項」を、「第5項(同法第七十二条の二第2項)の次に「並びに第七十二条の二第2項及び第6項」を加える。

第七十二号様式中「及び第七十二条の二第2項」や「、第七十二条の二第2項及び第七十二条の二第2項」に改める、「第3項(同法第七十二条の二第2項)の次に「及び第七十二条の二第2項」を、「第5項(同法第七十二条の二第2項)の次に「並びに第七十二条の二第2項及び第6項」を加える、「第24条の4第5項」や「第24条

の4第7項に改める。

第七十三号様式中「第24条の4第6項」を「第24条の4第8項」に、「及び第72条の28第2項」を「、第72条の28第2項及び第72条の29第2項」に改め、「第3項（同法第72条の28第2項）の次に「及び第72条の29第2項」を「第5項（同法第72条の28第2項）の次に「並びに第72条の29第2項及び第6項」を加える。

第七十六号の三様式、第七十六号の四様式、第七十六号の五の二様式、第七十六号の五の三様式、第七十六号の五の四様式、第七十六号の五の五様式、第八十三号様式、第八十四号様式、第一百一号様式、第一百二号様式、第一百十七号の六様式、第一百十七号の三十四様式及び第一百十七号の三十五様式中「群馬県収容代埋金融機関」の次に「（そのな銀行及び八十二銀行を除く。）」を加える。

第百二十四号様式中

氏名又は 名称	年 月 日 生	印
------------	---------	---

を

氏名又は 名称	年 月 日 生	印
------------	---------	---

に

印	氏 名
---	-----

に改め、「3 ※印の部分は記載する必要がありません。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の二第四項の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の群馬県税条例施行規則の規定により発せられていた通知書等は、この規則による改正後の同規則の相当規定により発せられたものとみなす。
- 3 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
